

通信販売酒類小売業免許審査項目一覧表

酒税法第9条《酒類の販売業免許》の規定による酒類販売業免許のうち、法令解釈通達第2編第9条《酒類の販売業免許》第1項関係8《酒類の販売業免許の区分及びその意義》に規定する「通信販売酒類小売業免許」については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目	該 当 条 項 等
酒類の販売方法等について次の事項を満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈通達2編9条1項8(1)イ^(p)
<ul style="list-style-type: none"> (1) 2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としていること (2) 消費者等に対して、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行う場合に限定していること 	
酒税法10条1号から8号までの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法10条1号～8号 ・法令解釈通達2編10条1
1号関係：免許の申請者が酒税法（12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号）の規定により免許の取消処分を受けた者又はアルコール事業法の規定により許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から3年を経過していること	
2号関係：申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でないこと	
3号関係：申請者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しないこと	
4号関係：免許の申請者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない	
5号関係：申請販売場の支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でないこと	
6号関係：免許の申請者が免許の申請前2年以内において国税又は地方税の滞納処分を受けていないこと	
7号関係：国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること	
7号の2関係：免許の申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	
8号関係：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	
場所要件	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法10条9号 ・法令解釈通達2編10条9号
9号関係：正当な理由がないのに取締上不相当と認められる場所に販売場を設けようとする場合でないこと 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一の場所でないこと	
販売能力及び所要資金等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法10条10号 ・法令解釈通達2編10条10号1、4
10号関係：酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない等、経営の基礎が薄弱であると認められないこと	
(1) 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合のほか、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的な信用の薄弱、販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいい、その判断は、申請者等が次の(イ)～(ト)に掲げる場合に該当しないかどうか、及び申請者が、次の(2)～(4)の要件を充足するかどうかで行う。 (イ) 現に国税若しくは地方税を滞納している場合 (ロ) 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている者である場合 (ハ) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。）を上回っている場合 (ニ) 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合 (ホ) 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合 (ヘ) 販売場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却若しくは移転を命じられている場合 (ト) 申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されることが明らかであると見込まれる場合	
(2) 経験その他から判断し、適正に通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること	
(3) 酒類の通信販売のための所要資金等を有し、販売方法が特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の消費者保護関係規定に準拠し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実であると見込まれること	
(4) 酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずるものと認められること	
販売しようとする酒類が次に掲げるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈通達2編10条11号4
(1) 国産酒類のうち、カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者（以下「特定製造者」という。）が製造、販売する酒類	
(2) 国産酒類のうち、地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。）を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類	
(3) 輸入酒類	